

10. 学生車両通学規定

学生車両通学規定

(目的)

第1条 この規定は、本学院が定めた安全運転宣言を守り、交通事故防止の徹底を図るためのものである。

(車両登録)

- 第2条 (1) 学生が車両（自動車及び原動機付自転車）で通学する場合は、所定の手続きを経て車両登録を行ない、校長の許可を受けなければならない。
- (2) 車両を登録し、それを許可する基準は次の通りとする。
- イ. 車両は、**必ず任意保険に加入**していること。
 - ロ. 車両は、違法改造してはならない。（立入検査実施）
 - ハ. 車両（自動車）は、原則として5ナンバー車及び4ナンバー車とする。
また、二輪車は原動機付自転車（原付）とする。但し二輪車において特別な場合については審査の上、原付以上の車両を許可する事がある。
 - ニ. 通学距離が10km以上で、公共交通機関を利用することが不便な者とする。
なお、特別な理由がある場合は別途交通安全委員会にて協議する事とする。
 - ホ. この条件に該当しない者より申請があった場合は、審査の上決定する。
 - ヘ. 自動車での通学を希望する者は、駐車場を確保できる者。
- (3) 車両登録を行なった者に対して、車両通学許可証を発行する。
- イ. 車両通学時は常に車両通学証を携帯すること。
- (4) 車両登録期間は1年間とする。
- イ. 更新する場合は（2）の規定を準用する。
 - ロ. 状況により運転経歴書の提出を求めることがある。

(車両の運行)

- 第3条 車両を運行するにあたっては、交通法規を遵守し、安全運転に努めなければならない。
- (1) 自動車を運行するときは、必ずシートベルトを着用すること。
 - (2) 原動機付自転車及び二輪車を運行するときは、必ずヘルメットを着用すること。
 - (3) 事故・違反を起こした場合、「事故・違反報告書」を提出すること。
 - (4) 本学院主催の交通安全講習および地域団体主催の交通安全大会に参加すること。

(罰則)

第4条 再三の指導にかかわらず、前各条項の規定に違反する者は、車両による通学を禁止し、学則条項により懲戒処分を行なうものとする。

宮崎情報ビジネス医療専門学校 学則（抜粋）

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、高等学校における教育の基礎の上に、商業実務、工業、教育・社会福祉専門課程及び文化・教養の専門課程を、中学校における教育の基礎の上に、文化・教養の高等課程を設置し、職業若しくは實際生活に必要な技能と教養の向上を図り、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、宮崎情報ビジネス医療専門学校という。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 但し、総合情報科10月入校は10月1日に始まり翌年9月30日に、日本語科1.5年コースは10月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 日本語科1.5年コースを除く学科の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 10月31日まで

後期 11月1日から 3月31日まで

但し、11月入校の学期は、次のとおりとする。

前期 11月1日から翌年3月31日まで

後期 4月1日から 10月31日まで

2 日本語科1.5年コースの学期は、次のとおりとする。

第1期 10月1日から翌年3月31日まで

第2期 翌年4月1日から 9月30日まで

第3期 翌年10月1日から翌々年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月21日から1月10日まで

(5) 春季休業 3月11日から4月10日まで

(6) 開校記念日

(7) その他校長が必要と認めた日

- 2 前項の夏季休業、冬季休業及び春季休業については、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、履修の継続性の観点から妥当であると校長が認めるときは、連続した長期休業を設けることがある。なお、当該長期休業については、別に定める。

(退学)

- 第12条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

- 第13条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明記し、速やかに校長に届け出なければならない。
- 2 生徒が病気その他やむを得ない事由により3か月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、校長に休学を願い出なければならない。

(出席停止)

- 第14条 生徒が伝染病にかかり、又はその恐れがあるとき、その他校長が必要と認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(身上事項の異動の届出)

- 第16条 生徒及び保護者の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときには、速やかに届け出なければならない。

第4章 教育課程、授業時数・単位数、卒業等

(教育課程)

- 第17条 本校の教育課程及び授業時数・単位数は別表1のとおりとする。
- 4 学外における企業研修等の履修を行うことができる。この研修は別表3の基準を満たした生徒に対して認める。

(成績の評価)

- 第18条 各学年の教育課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、試験等により学年末及び教育課程修了後において認定する。

(卒業)

- 第19条 校長は、生徒が本校所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業証書を授与する。

第6章 授業料、入学金、維持費及び入学検定料

(授業料、入学金、維持費及び入学検定料)

第21条 本校の学費については、次のとおりとする。なお、具体的な納入方法や納付時期等については、別に定める。

第7章 賞 罰

(褒賞)

第22条 生徒がその成績、性行ともに優れ他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第23条 校長が教育上必要と認めるときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓 告
- (2) 停 学
- (3) 退 学

2 前項の退学は、生徒が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者

別表3 学外における研修等の基準

- 1 研修を希望する生徒は在籍する科の履修すべき授業時数を満たし、且つ成績、出席日数、授業態度等が優れており、学費等が完納されていることとする。
- 2 1を満たし研修等を希望する生徒については研修認定委員会を開催し決めることとする。なお、研修認定委員会のメンバーは校長、部長、主任、担任、就職課課長とする。
- 3 研修等の期間中、生徒には研修報告書の提出を義務付け、研修先企業等には研修考課表を提出してもらうものとする。
- 4 研修期間中の評価は、研修先企業の研修考課表により評価を行うものとする。
- 5 上記研修中において生徒の身分に変更を及ぼす事項が発生した場合においては研修認定委員会にて判断するものとする。